

登録販売者試験の概要

1 登録販売者とは

医薬品の販売業務は、薬剤師又は登録販売者でなければ行うことができません。登録販売者は、一般用医薬品のうち、第二類医薬品と第三類医薬品を販売できる資格です。

2 登録販売試験

- ① 登録販売者試験の受験資格は設けられていないため、誰でも受けることができます。
- ② マークシート方式の筆記試験です。
- ③ 120 問(午前 2 時間で 60 問、午後 2 時間で 60 問)が出題され、その内訳は次のとおりです。
 - 第 1 章(医薬品に共通する特性と基本的な知識) 20 問
 - 第 2 章(人体の働きと医薬品) 20 問
 - 第 3 章(主な医薬品とその作用) 40 問
 - 第 4 章(薬事関係法規と制度) 20 問
 - 第 5 章(医薬品の適正使用・安全対策) 20 問
- ④ 合格基準は、120 問中 84 問以上を正解すること、かつ、各章の正解率が 35%以上(40%以上とする都道府県もある)であることです。
- ⑤ 毎年、通常 1 回、都道府県ごとに 8 月末から 12 月にかけて試験が行われます。
- ⑥ 試験の日時、場所、申込方法等は、5 月頃から各都道府県のホームページ等に掲載されます。
- ⑦ どこに居住していても、どの都道府県の試験でも受けることができます。例えば、埼玉県に居住する人が、東京都の試験を受験することもできます。
- ⑧ 同一年度に複数の都道府県の試験を受けることができます。例えば、同じ年に大阪府、兵庫県、奈良県の 3 つの試験を受けることもできます。
- ⑨ 1 つの都道府県で合格すれば、どこの都道府県でも有効です。例えば、北海道の試験合格者が、沖縄県で登録販売者として働くこともできます。
- ⑩ 試験合格に有効期限はありません。一度合格すれば、一生涯にわたって、登録販売者として働くことができます。

3 出題範囲

厚生労働省作成の「試験問題作成に関する手引き」から出題されます。この“手引き”からそのまま引用して出題されることが多いので、“手引き”に沿った学習が合格の近道になります。

4 販売従事登録

試験合格者は、勤務地の都道府県で販売従事登録を受けることにより、登録販売者として働くことができます。販売従事登録の申請方法は、各都道府県のホームページ等に掲載されています。

厚生労働省の手引き(平成30年3月)による新出題範囲

<第1章>

- 【高齢者】の項から、「生理機能が衰えている高齢者では、少ない用量から様子を見ながら使用するのが望ましいとされるが、一般用医薬品の用法用量は、使用する人の生理機能を含めて、ある程度の個人差は織り込んで設定されている。このため、一般用医薬品については、基本的には、定められた用量の範囲内で使用されることが望ましく、それ以下に量を減らしても十分な効果が得られなくなるだけで、必ずしもリスクの軽減にはつながらない。しかしながら、既定用量の下限で使用してもなお作用が強過ぎる等の問題を生じる場合もあるので注意が必要である」という記述が削除された。

<第2章>

- 【全身的に現れる副作用】の項から、「アナフィラキシー様症状という呼称は、初めて使用した医薬品で起きる場合等を含み、その原因がアレルギーかどうかははっきりしない場合に用いられる。ショック(アナフィラキシー)と類似の症状が現れ、その対応はショックと同様である」という記述が削除された。
- 「アナフィラキシー様症状」という病名が削除、あるいは『アナフィラキシー』に差し替えられた。(第3章、第5章においても同様)

<第3章>

- 【かぜ薬】、【鎮咳去痰薬】、【内服アレルギー用薬】の項から、リゾチーム塩酸塩に関する記述が削除された。
- コデイン類の安全性情報(小児の呼吸抑制発生リスク)が追加された。
- 尿糖検査に関する記述が以下のように改められた。
改正前：食後2～3時間を目安に採尿
改正後：食後1～2時間等、検査薬の使用方法に従って採尿

<第4章>

- 【登録販売者】の項が新設され、登録販売者の定義、販売従事登録の手續に関する規定が追加された。
- 【薬剤師不在時間等】の項が新設され、以下の規定が追加された。
 - ・ 薬剤師不在時間の調剤室の閉鎖
 - ・ 薬局における薬剤師不在時間に関する事項の掲示
 - ・ 薬剤師不在時間内における薬局業務を行う体制の基準
- 【医薬品の購入等に関する記録等】の項が新設され、以下の規定が追加された。
 - ・ 医薬品の購入、許可業者への販売の際の書面記載事項
 - ・ 支店間の医薬品の移転に関する記録
 - ・ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域の構造設備基準
 - ・ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることのできる者の特定

- 医薬品の分割販売に関し、『分割販売される医薬品の記載事項には、分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又は営業所の名称及び所在地も含まれている』という記述が追加された。
- 特別用途食品及び特定保健用食品に関する記述が以下のように改められ、「内閣総理大臣」という文言が削除された。
改正前：内閣総理大臣の許可等
改正後：許可又は承認
- 特定保健用食品に関する記述から、「身体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含む食品」という文言が削除された。
- 栄養機能食品に関する記述から、「内閣総理大臣が定める基準」という文言が削除された。
- 店舗管理者の兼務禁止の例外規定として、『その店舗の所在地の都道府県知事等の許可を受けた場合を除き』という文言が追加された。
- 配置箱に添える書面の法定記載事項が以下のように改められた。
改正前：指定第二类医薬品の陳列に関する解説
改正後：指定第二类医薬品の定義等に関する解説
- 特定販売の広告の法定表示事項が以下のように改められた。
改正前：現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名
改正後：現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別及びその氏名
- “登録販売者(研修)中”という名札に関する経験年数の算定期間に、「一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間」が追加された。
- 「ブロムワレリル尿素」という名称が、『プロモバレリル尿素』に改められた。(第3章においても同様)
- 【医薬品等適正広告基準】の項から、「また、承認されている効能効果のうち、一部のみを抽出した広告を行うことも、ある疾病や症状に対して特に優れた効果を有するかのような誤認を与えるおそれがある」という記述が削除された。

<第5章>

- 「医薬品医療機器情報提供ホームページ」という名称が、『総合機構ホームページ』に改められた。
- 医薬品・医療機器等安全性情報の記述について、「毎月発行」から『発行』に改められ、発行間隔に関する文言が削除された。
- 別表5-2から、「乳児において、リゾチーム塩酸塩を初めて服用したときに、ショック(アナフィラキシー)が現れたとの報告あるため、乳児に、リゾチーム塩酸塩(3歳未満の用法がある内用液剤、シロップ剤)を使用する前に、医師、薬剤師等に相談すること」という記述が削除された。

凡 例

【記載禁止事項】

医薬品について表示や記載が義務づけられている事項がある一方、**医薬品に添付する文書***、その**容器等又は外箱等に記載されてはならない事項†**が次のように定められている(法第54条第1項、第23条の2の5第1項)。

本文の文章は、「厚生労働省の手引き」から引用して掲載しています。

虚偽又は誤解を招くような記載をしないこと。

条の2、第23条の2の5第1項

大臣がその基準を定

重要なところは赤字で表記しています。

* のついた文言は、下記の《補足》において説明しています。

1項、第23条の2の5第1

項、第23条の2の5第1項)にあつては、その記載において定められた効能、効果又は性能を除く)

三 保健衛生上危険がある用法、用量又は使用期間

法定表示事項(法第50条等)及び法第52条の規定に基づく**添付文書等への記載**については、他の文字、記事、図画、又は図案に比較して**見やすい場所†**にされていなければならない、かつ、購入者等が**読みやすく理解しやすい**用語による**正確なもの**にされていなければならないこととされており(法第53条)、特に**明瞭に記載**され(規則第217条)、かつ、**見やすい場所**にされていなければならない(規則第218条)。

† を付記しているところは、下記の**解説**において説明しています。

法定表示事項(法第50条等)が適切に記載されていない、法第52条の規定に基づく**添付文書等への記載**が適切になされていない、又は**記載禁止事項**(法第54条)に該当する内容が記載されている医薬品(**不正表示医薬品**)は、販売等してはならないとされており(法第55条第1項)、本規定に違反した者については、「二年以下の懲役もしくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(法第85条第1項)」と定められています。

本規定が不正表示医薬品に適用されるものであり、その販売等する医薬品が不正表示医薬品でない限り、十分留意される必要がある。

《補足》の文章は、「厚生労働省の手引き」の欄外解説から引用して掲載しています。

《補足》

- * 製造販売元の製薬企業等において作成され、**出荷時に医薬品に添付されている文書だけでなく、薬局開設者又は医薬品の販売業者が販売に際して添付させる文書も含まれる。**

解説

【参考】「記載されてはならない事項」とは、記載禁止事項のことです。記載禁止事項は、直接の客に提供される容器等、外側の容器等や内袋に記載することも禁止されます。

【参考】「効能」の解説文は、登録販売者試験の**出題範囲外**です。覚える必要はありません。

【参考】「効果」は、期待通りの好ましい結果をいいます。

【参考】「性能」とは、体外診断用医薬品の性能及び能力をいいます。

【参考】「見やすい場所」とは、容器の上面又は側面を意味し、少なくとも底面は該当しません。なお、容器の上面又は側面であればどこでもよいというのではなく、他の文字、記事、図画又は図案を考慮したうえで定められます。

第4章 薬事関係の法規・制度

【第4章の学習ポイント】

- 医薬品、医薬部外品、化粧品、食品の取扱い及びそれぞれの違いについて理解すること
- 薬局、店舗販売業、配置販売業の仕組みについて理解すること
- 要指導医薬品、一般用の販売方法及び情報提供に関する規定について理解すること
- 広告規制について理解すること
- 行政庁による処分の種類及びその位置づけについて理解すること

4-I 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の目的等

一般用医薬品の販売に関連する法令のうち、最も重要な法令は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律である。

「この法律は、**医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制**を行うとともに、**指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする**(法第1条)」ことを定めている。

また、**医薬品等関連事業者等及び医薬関係者の責務**に関し、以下のとおり定めている。

医薬品等関連事業者等の責務 (法第1条の4)	医薬品等の 製造販売、製造 (小分けを含む)、 販売 、貸与もしくは修理を 業として行う者、薬局開設者 (薬局開設の許可を受けた者)又は病院、診療所もしくは飼育動物診療施設(略)の開設者は、その相互間の情報交換を行うことその他の必要な措置を講ずることにより、医薬品等の 品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めなければならない 。
医薬関係者の責務 (法第1条の5)	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品等の 有効性及び安全性 その他これらの適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者(略)及びこれらを購入し、又は譲り受けようとする者に対し、これらの 適正な使用 に関する事項に関する正確かつ適切な 情報の提供 に努めなければならない。

よって、**登録販売者は、購入者等に対して正確かつ適切な情報提供が行えるよう、日々最新の情報の入手、自らの研鑽に努める必要がある**^{*}。

さらに、**国民の役割**として、「国民は、医薬品等を適正に使用するとともに、これらの**有効性及び安全性**に関する知識と理解を深めるよう努めなければならない(法第1条の6)」とされており、購入者が求める知識、理解に応えることが求められている。

《補足》

- ^{*} 薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者は、研修の専門性、客観性、公正性等の確保の観点より、一般用医薬品販売業者等が**自ら登録販売者に対し研修**を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修(**外部研修**)を受講させることが求められている。

【登録販売者】

登録販売者は、「法第 36 条の 8 第 2 項の登録(販売従事登録)を受けた者」と規定されている(法第 4 条第 5 項第 1 号)。

一般用医薬品の販売又は授与に従事する者がそれに必要な資質を有することを確認するために都道府県知事が行う試験に合格した者であって、医薬品の販売又は授与に従事しようとするものは、都道府県知事の登録(販売従事登録)を受けなければならない(法第 36 条の 8 第 2 項)。

ただし、法第 5 条第 3 号イからへまで(登録販売者の欠格事由)のいずれかに該当する者は、その登録を受けることができないとされている(法第 36 条の 8 第 3 項)。

また、販売従事登録に関し、以下のとおり定めている。

販売従事登録の申請 (規則第 159 条の 7[*])	(ア) 販売従事登録を受けようとする者は、申請書(様式第八六の二)を医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事(配置販売業にあつては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。以下この条において同じ)に提出しなければならない。 (イ) (ア)の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。 ① 販売従事登録を受けようとする申請する者(申請者)が登録販売者試験に合格したことを証する書類 ② 申請者の戸籍謄本[†]、戸籍抄本[†]、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(○登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、○日本国籍を有していない者については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書) ③ 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書 ④ 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類 (ウ) 二以上の都道府県において販売従事登録を受けようとする申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。 [*] 同時に複数の都道府県で販売従事登録を受けることはできない。
---	---

登録販売者名簿 (規則第159条の8第1項)	販売従事登録を行うため、都道府県に 登録販売者名簿 を備え、次に掲げる事項を登録する。 ① 登録番号 及び 登録年月日 ② 本籍地都道府県名、氏名、生年月日 及び 性別 ③ 登録販売者 試験合格の年月 及び 試験施行地都道府県名 ④ ①から③までに掲げるもののほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知事が必要と認める事項
登録証の交付(規則第159条の8第2項)	都道府県知事 は、販売従事登録を行ったときは、当該販売従事登録を受けた者に対して、 登録証 を交付しなければならない。
登録事項の変更 (規則第159条の9)	(ア) 登録販売者は、登録事項に 変更 を生じたときは、 30日 以内に、その旨を届けなければならない。 (イ) (ア)の届出をするには、変更届に 届出の原因たる事実を証する書類 を添え、登録を受けた 都道府県知事 に提出しなければならない。
販売従事登録の消除 (規則第159条の10)	(ア) 登録販売者 は、一般用医薬品の販売又は授与に 従事しようとしなくなったときは、30日 以内に、登録販売者名簿の 登録の消除^{しょうじょ} †を申請しなければならない。 (イ) 登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による 死亡又は失踪^{しっそう}の届出義務者 は、 30日 以内に、登録販売者名簿の 登録の消除 を申請しなければならない。 (ウ) 都道府県知事 は、登録販売者が次のいずれかに該当する場合には、その 登録を消除 しなければならない。 ① (ア)又は(イ)による申請がされ、又は、登録販売者が 死亡 し、若しくは 失踪の宣告 を受けたことが確認されたとき ② 法第5条第3号イからへまで(登録販売者の欠格事由)のいずれかに該当するに至ったとき ③ 偽り その他 不正^{いつわ}の手段 により販売従事登録を受けたことが判明したとき

《補足》

- * 「規則」とは、**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則**(昭和36年厚生省令第1号)のこと

解説

【参考】「謄本」とは、原本の内容のすべてを写したものであって、その原本の内容を証明する書面をいいます。

【参考】「抄本」とは、原本の内容の一部を写したものであって、その原本の内容の必要部分を証明する書面をいいます。

【参考】「消除」とは、消し去ることをいいます。

登録販売者試験テキスト



別冊

要点整理

●第1章	医薬品に共通する特性と基本的な知識	2
●第2章	人体の働きと医薬品	4
●第3章	主な医薬品とその作用	9
●第4章	薬事関係の法規・制度	25
●第5章	医薬品の適正使用・安全対策	40

漢方処方製剤、生薬成分、有効成分

●漢方処方製剤のまとめ	46
●生薬成分のまとめ	50
●有効成分のまとめ	55

矢印の方向に引くと、取り外すことができます。



要点整理

●第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識

医薬品の本質		医薬品が人体に及ぼす作用は、すべてが説明されているわけではない 人体に使用されない殺虫剤や検査薬でも、人の健康に影響を与える 一般用医薬品は、医療用医薬品よりもリスクが相対的に低い 市販後にも、医薬品の有効性及び安全性の確認が行われる 健康被害の発生の可能性の有無にかかわらず、医薬品に異物の混入、変質があってはならない
投与量と効果・毒性		無作用量→最小有効量→治療量→中毒量→最小致死量→致死量
医薬品の基準	GLP	医薬品の 安全性 に関する 非臨床試験 の基準（ 動物実験 ）
	GCP	ヒト を対象とした 臨床試験 における効果と安全性の評価基準
	GPSP	医薬品の 製造販売後の調査及び試験 の実施基準
	GVP	医薬品の 製造販売後安全管理 基準
副作用の定義		疾病の予防、診断、治療のため、又は身体の機能を正常化するために、人に通常用いられる量で発現する医薬品の有害かつ意図しない反応（WHO）
アレルギー		あらゆる物質によって起こり得る 医薬品の薬理作用と関係なく起こり得る 内服薬だけでなく、外用薬でも起こり得る 有効成分だけでなく、添加物（タートラジン、カゼイン）でも起こり得る 体質的・遺伝的な要素がある
不適正な使用		一般用医薬品で一時的に緩和するだけの対処を漫然と続ける場合 「多く飲めば早く効く」と考えて使用する場合 「子供だから大人用のものを半分にして飲ませればよい」と考えて使用する場合 医薬品の乱用により、急性中毒、慢性的な臓器障害を生じる 一般用医薬品にも習慣性・依存性がある成分を含むものがある
相互作用		相互作用により、医薬品の作用が増強したり、減弱したりする 医薬品が吸収、代謝、分布、排泄される過程で起こる 医薬品が薬理作用をもたらす部位において起こる 酒類を摂取する者では、肝臓の代謝機能が高まっているため、アセトアミノフェンが代謝されやすくなり、体内から速く消失して十分な薬効が得られなくなる 食品（ハーブ等）として流通している生薬成分もある 外用薬や注射薬であっても、食品によって作用や代謝に影響を受ける
年齢区分		乳児：1歳未満、幼児：7歳未満、小児：15歳未満 / 高齢者：65歳以上
小児		腸が 長く 、服用した医薬品の 吸収率 が相対的に 高い
		血液脳関門 が 未発達 で、医薬品の成分が 脳 に 達しやすい
		肝臓 の機能が 未発達 で、医薬品の成分の 代謝 に時間がかかる

漢方処方製剤、生薬成分、有効成分

●漢方処方製剤のまとめ

あんちゅうさん 安中散	〔胃の不調〕【向】 体力中等度 以下 【備考】 カンゾウ を含む
いんちんこうとう 茵陳蒿湯	〔皮膚の症状、口内炎〕【向】 体力中等度 以上、 口渇 、 尿量少ない 【不向】体が虚弱、胃腸が弱く下痢しやすい 【重副】 肝機能障害 【備考】 ダイオウ
うんけいとう 温経湯	〔女性に現れる特有な諸症状〕【向】 体力中等度 以下 【不向】胃腸が弱い 【備考】 カンゾウ
うんせいいん 温清飲	〔女性に現れる特有な諸症状〕【向】 体力中等度 、皮膚の 色つやが悪い 、 のぼせる 【不向】胃腸が弱く下痢しやすい 【重副】 肝機能障害
おうれんげいどくとう 黄連解毒湯	〔はてりの症状〕【向】 体力中等度 以上、 のぼせぎみで顔色が赤い 、 いらいらして 落ち着きがない 【不向】体の虚弱な人 【重副】 肝機能障害 、 間質性肺炎 、 腸間膜静脈硬化症
おつじとう 乙字湯	〔痔の症状〕【向】 体力中等度 以上 【不向】体が虚弱、胃腸が弱く下痢しやすい 【重副】 肝機能障害 、 間質性肺炎 【備考】 カンゾウ (通常は ダイオウ も含む)
かつこんとう 葛根湯	〔かぜの諸症状〕【向】 体力中等度 以上、感冒の 初期 【不向】体が虚弱、胃腸が弱い、 発汗傾向が著しい 【重副】 肝機能障害 、 偽アルドステロン症 【備考】 カンゾウ 、 マオウ
かつこんとうかせんきゅう 葛根湯加川芎 辛夷	〔鼻の症状〕【向】比較的 体力 がある 【不向】体が虚弱、胃腸が弱い、 発汗傾向が著しい 【備考】 カンゾウ 、 マオウ
かみきひとう 加味帰脾湯	〔精神不安・不眠〕【向】 体力中等度 以下、心身が 疲れ 、 血色が悪い 、ときに熱感を伴う 【備考】 カンゾウ
かみしょうようさん 加味逍遙散	〔女性に現れる特有な諸症状〕【向】 体力中等度 以下、 のぼせ感 、 疲れ やすい 【不向】胃腸が弱い 【重副】 肝機能障害 、 腸間膜静脈硬化症 【備考】 カンゾウ
かんざうとう 甘草湯	〔咳・痰〕【向】 体力に関わらない 【備考】 連用しない／カンゾウのみを含む 、
ききょうとう 桔梗湯	〔喉の痛み〕【向】 体力に関わらない 【不向】胃腸が弱く下痢しやすい 【備考】 カンゾウ
きゅうききょうがいとう 芎帰膠艾湯	〔痔の症状〕【向】 体力中等度 以下、 冷え症 【不向】胃腸が弱く下痢しやすい 【備考】 カンゾウ
きょうせいはてきがん 響声破笛丸	〔喉の痛み〕【向】 体力に関わらない 【不向】胃腸が弱く下痢しやすい 【備考】 カンゾウ (ダイオウを含む場合もある)
くふうげどくさん 駆風解毒散 くふうげどくとう 駆風解毒湯	〔喉の痛み〕【向】 体力に関わらない 【不向】体が虚弱、胃腸が弱く下痢しやすい 【備考】 カンゾウ
けいがいれんぎょうとう 荊芥連翹湯	〔鼻の症状〕【向】 体力中等度 以上、皮膚の色が 浅黒い 、【不向】胃腸が弱い 【重副】 肝機能障害 、 間質性肺炎 【備考】 カンゾウ
けいしかしやくやくとう 桂枝加芍薬湯	〔腸の不調〕【向】 体力中等度 以下 【備考】 カンゾウ
けいしかじゅつぶとう 桂枝加朮附湯	〔鎮痛〕【向】 体力虚弱 、手足が 冷える 、ときに 尿量が少ない 【不向】 のぼせが強く赤ら顔 、 体力充実 【備考】 カンゾウ
けいしかりゅうごつ 桂枝加竜骨 ぼれいとう 牡蛎湯	〔精神不安・不眠、小児の疳〕【向】 体力中等度 以下、 疲れ やすい 【備考】 カンゾウ